

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度 事 年	法人名						
平均研究費の額に 係る税額控除 10%相当額を 超える試験 研究費の増加額	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の旧別表六の二(五)付表「1」の合計)	1	円	超過税額控除割合 $(11) - \frac{10}{100} \times 0.2$	12		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額を超える 試験研究費の額に係る税額控除 限度額 $(10) \times (12)$	13	円	
	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「12」の合計)	3		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	14		
	試験研究費の増加額 (1) - (3) ($(1) \leq (21)$ 又は (22) の場合は0)	4		当期分の特別控除額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15		
	試験研究費の増加額に係る税額控除 限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (7)の金額又は(15)の金額)	16		
	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	6	基準試験研究費の額の計算に関する明細				
	当期分の特別控除額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	前二 年の 試験 研究 費の 額の 合計 額に 開始 した 連結 親法 人事 業年 度	連結親法人事業年度	試験研究費の額 の合計額	当該連結親法人 事業年度の月数 (17)の連結親法人 事業年度の月数	改定試験研究費 の額の合計額 (18) × (19)
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	8	平	・	円	—	円
	平均売上金額の10%相当額 $(8) \times \frac{10}{100}$	9	平	・		—	
	平均売上金額の10%相当額を超える 試験研究費の額 (1) - (9)	10	平	・		—	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	11	連 結 親 法 人 事 業 年 度	前 度 が な い 場 合	基準試験研究費の額 (20)の金額のうち最も多い金額)	21	円
		連 結 親 法 人 事 業 年 度	前 度 が な い 場 合	基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業 年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)	22		

旧別表六の二(五) 平二十一・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成21年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六の二(五)(別表六の二(五))を御使用ください。

旧別表六の二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税額の特別控除額（(7)の金額又は(15)の金額）¹⁶」は、措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(15)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(7)の金額又は」を消して記載します。
- 3 「
$$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{(17)の連結親法人事業年度の月数}}$$
」¹⁹の分子には、当期の月数を、分母には「17」の連結親法人事業年度の月数を、それぞれ記載します。
なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。